

京都市上下水道局告示第42号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成23年10月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都府南丹市園部町高屋寺ノ下20番地

高屋設備株式会社

代表取締役 高屋 正則

2 変更事項（代表者の変更）

高屋 清司から高屋 正則に変更

（上下水道局下水道部管理課）